

議長	事務局長	事務局次長	総務係長	係員

委員会記録簿

(開会中・閉会中)

委員会名	第22回 議会運営委員会		
開会日時	令和3年 9月 24日 午後 2時25分 開会		
	令和3年 9月 24日 午後 4時14分 閉会		
場所	第1委員会室		
出席者数	委員定数6名中 出席者6名		
出席委員	熊高 昌三	児玉 史則	一
	山根 温子	大下 正幸	山本 優
	金行 哲昭	一	一
正副議長	宍戸 邦夫	石飛 慶久	一
欠席委員	一	一	一
説明のため 出席した者	職名	氏名	職名
	副市長	米村 公男	総務部長
	総務課長	内藤 道也	総務課行政係長
	一	一	一
出席した 事務局職員	事務局長	森岡 雅昭	事務局次長
	総務係長	藤井 伸樹	一
付議事件	1、議題 (1) 令和3年第3回安芸高田市議会定例会の運営について •追加議案について (2) 議案の訂正について (3) 災害時の議会体制について 2、その他 ①秩序ある行動の徹底について ②閉会中の継続調査事項について		

3、経過

【開会 14:25】

○熊高委員長

ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより、議会運営委員会を開会する。

本日の日程は、御手元に配付した日程のとおりである。

(1) 令和3年 第3回安芸高田市議会定例会の運営について

・追加議案について

○熊高委員長

令和3年第3回市議会定例会の運営についての、追加議案についてを議題とする。

市長提出案件について、執行部の説明を求める。

○内藤総務課長

(提出議案の概要について説明)

○熊高委員長

質疑はないか。

(なし)

質疑なしと認める。

続いて、議員からの追加議案について、事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

(議員からの提出議案の概要について説明)

○熊高委員長

質疑はないか。

(なし)

質疑なしと認める。

(2) 議案の訂正について

○熊高委員長

議案の取り扱いについて協議する前に、関連があるので、(2)議案の訂正についてを先に議題とする。

執行部より説明を求める。

○米村副市長

このたび本定例会に上程した議案について、内容の調整が必要となることが判明し、議案を差し替えないといけない事態となつた。

市議会及び議員に多大な迷惑をおかけすることとなり深くお詫び申し上げる。

今回の案件は、既に上程している議案第53号土地改良事業計画の変更について及び、議案第54号字の区域の変更についての、各議案書へ添付すべき資料が不足していたものである。

今後は、これまでの数値や文字などのチェックだけでなく、過去の事例なども照合等を行い、チェック体制の強化を図り再発防止に努めたい。

議案の差し替えの対応について、審議をお願いする。誠に申し訳ない。

○熊高委員長

引き続き内容について説明を求める。

○内藤総務課長

差し替えをお願いする内容について説明する。

まず、議案53号の土地改良事業計画の変更について、現行は、土

地改良事業計画の変更ということで、説明資料も添付している。

その説明資料の中に、1ページから4ページまで説明資料を添付しているが、今回差し替えをお願いする部分は、この1ページから4ページ、これが差し替え後の議案書の2ページから5ページとなり、本来はこちらのほうに添付すべきもの。これが、説明資料のほうに添付になっているということであり、議案書の2ページから5ページのほうに添付し、差し替えていただくものである。

併せて、図面の添付をしていなかったので、説明を別途している。

続いて、54号の字の区域の変更について、現行同じく同様に説明資料を添付しており、説明資料1ページから5ページ、さらに図面を1枚添付している。

それが差し替えのほうは、差し替えの2ページから5ページ、それから添付の図面ということで、本来議案書の方へ添付するというところで変更している。

質疑はないか。

ページの変更だけの訂正か。

議案第53号、第54号とともに添付資料の説明資料として付けていたもの、これが本来は議案書のほうへ付くものであった。

それから、議案第53号は、図面の添付が無かつたので付けた。ほかに質疑はないか。

今になって図面も出てきているため、審査ではあまり質疑が出なかつたが、基本的に審査をし直さないといけないので。

どう対応すべきか。

その件については後ほど、協議をするよう準備をしている。大下委員が想定している方法になる予定である。

ほかに質疑ないか。

議案訂正のこれまでの経緯の中に、9月17日に議案訂正願いを受理とある。後日議長が、こう書いてある。

9月17日は委員会での審査の日ではないか。訂正願いが午前中に出てるのであれば、急遽差し替えをすればよかつたのに、この同じ日に受理。これ朝にはもう出来てたのではと思うが。前日のにはある程度紙にする。だから、ちゃんとそれが出来なかつたことが問題であつて、どうしてこれが間違つた議案書として出てきたのか。

それはやはり執行部として、出てきた原因、そしていつ気がついてちゃんと17日に出せるものを、審査の会場で急遽でも差し替えをお願いしたら、ここまで問題が大きくならなかつたのではないか。今後についてどうするのか、ここでそこまではまだ言え

ないと思うが、そういうのをちゃんと執行部が、これ持ってきたらそれで良いのではなく、どうしてこうなったかと。それから 17 日に議長が受理しているのに、委員会の審査の中で、なぜ生かされなかつたのか聞きたい。

○米村副市長

まずこの間違いが生じたのは、議案をつくる中で、説明資料も議案の一部だという認識をしていたこと、あと各部各課で作るが、そこは認識がちょっと甘かつた。

それからこちらのほうに上がって来て、チェック体制で本来総務部総務課のほうが議案等のチェックもするわけだが、そのチェックが甘かつた。

そして、先ほど言ったように、議案はただ単に文字とか誤字脱字とか、あと数値のチェックだけじゃなく、私は県のほうで議会事務局にいたが議案をつくる際には、今回力を入れていない訳ではないが、かなり力を入れて注意し、過去の議案とかをどういった例があるかというのも照合しながらやっていくところがちょっと抜けていた。申し訳ない。

それから、これの判明した経緯であるが、実は、私が 17 日の産業厚生常任委員会の審議中に発見した。

先ほど山根議員が言われたように、朝早く提出した後であれば当然差し替える。しかし、たまたま私が委員会に出席しており、これ別紙と書いてあるのに別紙が付いていないと。私も早く気づけばよかったですがそこで気付いた。ただ、そこですぐにとめて差し替えるというのが、先ほど言ったように過去の例でどういった形になっていたかというのが確認出来ないので、大下委員長には申し訳なかったが、審査を止めてから差し替えることは出来なかつた。

そして、委員会が終わり早速過去の例とかを調べたところ、確実にこれは欠落しとるというのと、先ほど言ったように第 53 号、もう 1 個図面も抜けているということが判明したので、その後にきれいに直して、午後、午前中が委員会だったと思うがその後に提出をさせてもらったというのが経緯である。

決して朝もう間に合っているのに、差し替えを怠ったとか遅れとったということはない。

あわせて、事務局がこの後差し替えといった手法について、いろいろ検討している。そういうことについて事務局から先に話をさせてもらう。

○熊高委員長

大まかなことは、先ほど副市長が説明をされたが、議会事務局のほうに議案の訂正についてこれまでの事例、そういうものをこの後に説明する準備をしている。

○森岡事務局長

ただ、今回の件については初めてのケースである。

今まで起きた事例であれば、会議中でもその場で差し替える手法は考えられたが、全く初めてのケースでそういう事例が無いもので、会議が終わった後、訂正を申し出てもらう形になった。

9月17日の会議終了後に発覚して、総務の方からこういったことでミスがあったということで、そのやり方について協議があつた。

そこで、事務局の方も、総務と一緒に協議をしながらどういったやり方がベストかというようなところも話をしながら、こういった訂正を出してもらったということである。

○山根委員

副市長は、途中で気づいたと言われたが、どこら辺で気づいたのか。

○米村副市長

第53号と第54号の議案を見ながら質疑等を聞いていた時に、説明を聞いていた時判明し、なかなかそこで止めてということが出来なかつた。

私も確定してないものを止めて、差し替えをしてくださいということはなかなか言えないし、その場では判断出来ずに、そのまま最後に行ったということである。

そこで、私が言っておけばよかつたと思うが、そこまでの確定したものが無かつたため言えなかつた。申し訳ない。

こういう事例は初めてであるが、一昨日の決算審査においても、字句の訂正が何回も出てきた。

ちゃんとチェックしているものと思うが、ちょっと多いのではないか。職員による訂正の対応があんなにあってはいけないと思う。

ましてや今回、副市長が途中で気づいたことや、初めてのことが起きたというのは、ちょっと緊張感が無いのではと私は思うがどう思われるか。

山本委員がおっしゃるとおり予算決算常任委員会、決算の審査において、先日と今日とで5か所以上の訂正があつた。

これについても、先ほど言ったように、今後チェックを徹底し、ミスのない議案、説明資料の提出に努める。誠に申し訳ない。

第53号が抜けているのは分かるが、第54号はどこが抜けているのか分からぬ。

第54号については、抜け漏れはない。本来後ろに付けるべきものであった資料が、説明資料として提出していたということである。

分かりにくいく思うが、議案第54号は、表の議案書1枚だけが議案書として出てきており、裏面からのものが説明資料として出てきていたということである。

この議案の表紙の後ろへ、本来付かなければいけないものが付

いてないということで不備があったということである。

○山根委員

私も委員長であるから、もしこんなことがあつたらと思ひ。

副市長が気づいたと。ある意味気づかれたのなら、災害の後で皆さん大変でお疲れになっているのも理解はするが、副市長は守りの要であるから、やはり気づかれたんであれば、ちょっと暫時休憩とか、休憩をとつてもらって確認をするような行動をしていただいたら良かったのかと。そのとき動かれなかつたことが本当に残念である。

今回、やっぱり委員会を一つ持たせてもらうというか、責任を持ってやる中で、そのときに気づかれた方が、確信はなくともそのままで審議してしまう。そういうことになったこと自体、議会としても大きく受け止めなければいけないことであるし、執行部が見逃したのを、議会も見逃したことになるから、だからそういう意味では、本当に大きい問題だと受け止めていかなければいけないと。謝って済む問題じやない、ある意味ですよね。

そういうことで次に向けて執行部としてどのようにされるのか、また議会としても改めてしっかりと見なきやいけないというところがある。

○熊高委員長

答弁は必要か。何度も謝罪をされている。注意喚起と捉えてよいか。

○山根委員

よい。

○大下委員

それはそれで納得しないといけない。今日、副市長が説明に來たが、何で市長が来ないのか。

○米村副市長

今回、事務方のトップの方として、事務にミスがあり、またさつき山根委員よりあったように、私がそこで気づかなかつたというのも大きな原因と思われたので、私の方で謝罪というか、説明に出席したということである。

○熊高委員長

委員の皆が注意をたくさんされているので、このことは市長にしっかりと伝えていただき、本会議場で何らかの対処をしていただきたいということを、議会運営委員長として要望しておく。

ほかに質疑はないか。

(なし)

質疑なしと認める。

議案の訂正の取り扱いについて、事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

「委員会で審査した後の議案訂正」をご覧いただきたい。これまでの経緯であるが、9月17日に分かったということで、議長の方へ議案第53号及び第54号に関する議案の訂正願が届いた。それを受理したことである。執行部と事務局で協議した後であつたため、もう時間外というような形で受理をした。それから、9月24日、本日、議会運営委員会で議案訂正の取り扱いについて

- 國岡事務局次長 協議を今させてもらっている。
○熊高委員長 詳細については、次長が説明をする。
(資料「委員会で審査した後の議案訂正」について説明。)
○大下委員 質疑はないか。
(なし)
○山本優委員 質疑なしと認める。
○山根委員 取り扱いについてお諮りする。事務局から3案出ているが、意見はないか。
○熊高委員長 内容的には私の意見を通したのではいけないと思うが、基本的には委員会の委員がいるので、私1人だけの意見ということにはいかないと思うが、迷っている。
○山本優委員長 この前の、審査の状況から見れば、この第3案でもいいとは思うが、やはり委員の意見を聞かないわけにはいかないので。どこで聞くかというのもあるが委員長が勝手に決めるわけにいかない。
○山本優委員 確かに委員長の立場としたら非常に難しい判断だと思う。
○山根委員 私も事前に協議をしているが、本会議で明らかにしてやるという流れからすると、第1案でやるほうが、一般の皆さんを見られたときにも分かりやすいのかなという気がするし、今、大下委員言われたように、委員会にもきっちと諮っていくことが出来るので、そういう方法が良いのではという思いはしているが、皆さんの意見によっては、2案、3案もあるので検討いただきたい。
○山本優委員長 この議案自体についての説明を聞いてみると、中身が変わっているわけじゃないので、私は3案でいったらどうかと思う。
○山根委員 中身に誤字脱字とか変更というものがあるんだったら、1案でやるのが正しいと思うが、今のページがずれていったり、付けていないものが付いていたというような判断であれば、私は3案でいいだろうと思う。
○山本優委員長 私も先ほど、初めかなり厳しいことを言ったが、今日これを出されるときに、残念ながら私17日都合があって傍聴も出来なかつた中で何がどう違うのかっていうのがこれじゃ分からない訳である。
○山根委員長 どうして間違って出された議案書を持って、そしてこれが正しいものですっていう両方を出されなかつたか。それをもつてすれば、先ほど山本委員が言われたように、中身については間違いはなかつた。数字についても文言についても。ただ説明資料として扱うか議案として扱うか、その扱い方が違つたということだと思うが、その説明をするのに簡単に終わるだろと思われていたのか、これだけを持って来られてさあどうぞという形だったので。改めて初めに出された説明資料を付けた議案書と、それから今回

正しいものと持って来られてこう見て、中身的には数字とかそういうものは違ひはない。ただ、資料のとじ方というか、つけ方が違ったということであれば。

(資料が不足していたとの意見あり。)

そうであればそれを理解できるが、今回、副市長が何回も謝つておられるが、そのところがどのように考えるかは委員長にお任せするということでよろしいと思う。

○熊高委員長

今の意見であるが、説明の中で基本的には欠落したものが議案の中にあったと。ただそれが説明書にあったので、基本的には中身は分かるのだと。

ただ、議案書としては不適切であったという説明だった。

そういうことも含めて、もう一度事務局から説明を求める。

○森岡事務局長

考え方とすれば簡単と思われるかもしれないが、議決書をつくる場合、議案書のみを議決するので、資料は議決書の中には含まれない。1枚ものしか議決書にならない。そして、執行部は、それを議決されたものを県のほうへ報告しないといけない。

1枚もので報告しなくてはいけなくなる訳である。実際には後ろへ付いていないといけないものが。そういう大変なことである。そういうところを考えていただいて話を進めていただきたい。

○大下委員

山根議員が言われたのはそうではなく、訂正の文書が出ているが訂正前のものがないので、どこが違っているのか分からぬということを言われたのである。

○熊高委員長

それは、さきほど私が説明したとおりであって、局長は後々のことを含めて説明をした。それをあわせて理解いただきたい。

○山根委員

私が思つてることを大下委員が言ってくれたが、ちゃんとここで説明をするんであればそういうことをしていただきたかった。

間違えて抜けてたものと、ちゃんと正しいものを。そして、その後局長から議案が決まった、審査された後ほどは県に行くということで、そういうことでそれだけに重たいものであるんであれば、それなりに扱ったほうがよいと考える。

○児玉副委員長

私もこの1案がベースだろうと思う。スタンダードというか。2案、3案というのは、今言われるよう内容によって変化するだろうと思うのだが、基本的にはこの1案でやるほうが全てのことでは私は間違ひがないのではと思う。スタンダードで進めると、この1案の方でしっかりとやっとくべきじゃないかと思う。

○熊高委員長

ほかに意見はないか。

例えば、山根議員が言われたような、議案第54号で言えば、別紙のとおりなどの区域を変更することについて、別紙のとおりの別紙が無かつたと。そういうふうに受け止めれば簡単に理解でき

やすいと思う。

今、副委員長が申し上げていただいたように、先ほど、なぜ市長がこの場に出てこないのかということも含めてやはり、これだけの重大なミスがあったわけであるから、本会議でやることによってそういう場を持てる可能性もある。

副市町が、市長にそういう説得がきっちり出来て、本会議場でしっかり謝罪してもらうことがいいと思う。であれば1案でいけばそういうことも含めて、わかりやすく進めることができるのではという気がする。3案だったら、そういう場がない。そういうとも含めて、第1案がいいのかなという提案であるが如何か。

今、事務局長が説明したように、ほかの資料も付けて出さなければいけないという言葉が出たが、ちゃんと別紙と書いてある。

別紙と書いてあるが、これ審査しなくてもいいんじゃないかと思うが、正式なルールでいくと言われるならば1番でよいのではと思う。

別紙の意味について、再度説明を求める。

別紙についてだが、説明資料は別紙ではない。別紙というのは、議案の後ろについているものである。議案として別紙も含めて一つの議案ということになる。

説明資料は、もう可決されたら捨ててもいいものである。

理解した。1番でよい。

いろいろ意見が出たが、方向性を決めてよろしいか。

(よい)

先ほど副委員長からも提案があったように、第1案としたいが、これに異議はないか。

(異議なし)

改めて議案の訂正について、お諮りする。

議案の訂正是、事務局が提案した第1案で行うということに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

次に、議案の訂正を含め、議案の取り扱いについて、事務局に説明を求める。

(議案の取り扱いについて説明)

ただいまの説明について、意見はないか。

(なし)

意見なしと認める。

議案等の取り扱いについて、お諮りする。

議案の訂正の件については、9月29日の本会議で審議することとし、訂正理由説明後、質疑、討論、採決は行わない。

○山本優委員

○熊高委員長

○森岡事務局長

○山本優委員

○熊高委員長

○森岡事務局長

○熊高委員長

産業厚生常任委員会へ再審査とする。

次に、追加議案については、9月29日の本会議で審議することとし、議案第62号から66号は、提案理由説明後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託する。

発議第4号は、委員会付託を省略し、提案理由説明の後、質疑、討論、採決することに異議はないか。

(異議なし)

事務局長、何かあるか。

私の説明とちょっと違うところがある。

暫時休憩する。

(議案訂正の取り扱いについて協議)

再開する。

先ほどの議案の訂正の件については、議案の訂正後、質疑、討論、採決を行い、に訂正する。

暫時休憩する。

(議案訂正の取り扱いについて協議)

休憩 15:15

再開 15:20

○熊高委員長

再開する。

議案の取り扱いについて、改めてお諮りする。

議案の訂正の件については、9月29日の本会議で審議することとし、訂正理由説明後、簡易表決によって、産業厚生常任委員会へ再審査とする。

次に追加議案については、9月29日の本会議で審議することとし、議案第62号から第66号は、提案理由説明後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託。

発議第4号は委員会付託を省略することとし、提案理由説明後、質疑、討論、採決を行うことに異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

以上で、令和3年第3回安芸高田市議会定例会の運営について及び、議案の訂正についてを終了する。

執行部から、そのほかにないか。

(なし)

15時30分まで休憩する。

(執行部退席)

休憩 15:21

再開 15:30

(3) 災害時の議会体制について

○熊高委員長
再開する。

続いて、(3) 災害時の議会体制についてを議題とする。

事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

災害時における議会体制について、以前からの申合せ事項はあり、前回全員協議会で再確認をしたところであるが、やはり災害時にどういった対応をすればいいかというところを、明確でない部分が多くあり、初動体制、発生から1週間、1週間から1か月後といった区分を設け、詳細に決めておく必要があるのであるのではということで、提案をさせていただく。

詳細については、事務局次長が説明する。

(「災害時における議会体制」により説明)

意見はないか。

基本的には災害時には、議員の活動としてはあるわけだから、この前の災害が起きてから、1週間ぐらいで全員協があつたときに作業服を着て来いということがあったが、これは意味ないと思う。作業服を着てどこへ行くのかということである。

これ現場で、議員が邪魔をしているという苦情を業者の方から私も受けている。だから行くべきじゃない。今動いても駄目というのを、議員本人が分からぬといけないと思う。議員個人とすればやはり動かなければいけないときはある。

細々としたことを書いているが、なかなかこのとおりにはいかないと思う。

常識を持って行動してもらいたい。

言われるとおりだが、一定の方向性を皆で確認しようということである。

一定の方向性というのがよく分からぬ。

提案したこと、どういうふうにするかということを協議した後に、全議員の意見をまた聞かないといけないと思う。議会運営委員会で、この中身について、いっぱい資料がついているので芽室町の事例も参考にして、全議員がある程度共通認識を持とうというための資料である。

大下委員の言うとおりだが、ある程度の方向性を書いたもので確認しようということである。

その認識を持ってほしい。

持つてない人がいるからである。

認識を持てとここに書けばよい。

それは全員協議会の時に言ってもらえばよい。

この案について、特にここはおかしいとか、今、大下委員が言われている、こんなもの無しで常識的に分かるだろうということで片付けられないため、これを作っている。

皆の意見がないなら、これを一旦、全議員に配布してこれをもとに最終的にまとめていくという方向にしたいと思う。

そのために今日事前に配ったものである。大下委員のように一喝で始末したらどうにもならない。何か意見があれば出してもらい、追加なり、ちょっとこれはおかしいというどこがあれば言っていただきたい。そしてこれを全議員に配布したい。そういう意味で意見をお願いする。

○山根委員

今回もそうだが、自分が被災を受けたかどうか、事務局にそういうことをいつもやってないので、安否確認を事務局にしないといけなかったと思う。13日に吉田に来ようと思ったが、どこも封鎖されており全然高宮からここに来れなかつた。事務局に行ってちょっと様子を聞こうと思ったが、全く寸断されて吉田に入れない状況であった。電話すればよかつたが、誰がいるか分からなくてしていない。安否確認は、やはり議会から事務局に必ずやるよう。あとはそれぞれに、消防団の方もいらっしゃるし、いろんな生業とか自分の家族構成とかいろんなところがあると思うので、どういうふうに自分が動けばいいかというのは、個人個人で何を1番に大事にしないといけないか。被災も受けていたら大変なことだし、そういうところはもうちょっとそれぞれの立場で書いてもらわないと分からないのではと思う。

どうしても地域で動いてるので、集落の安全とか自分で出来ることを議員として、出来ることと言ったら私は1番基幹センターへ、どうしても避難所、それぞれの町の避難所は1人でやっていく。だからベッドとか、空気入れとかできることは手伝って声かけして一緒に避難しましょうということは、やっぱり議員としてもやるべきじゃないかなと私は思ったが、そういう考え方とかすり合わせをしてどこまで議員としてやればいいか、地域住民としてやることと、人数調べることと、分けられるのか分けないのかちょっと分からぬが、男性と女性というのもあると思うし、私は発災したら2次災害を受けて、皆さんに迷惑かけてもいいないので、ほとんど3日間ぐらいは余り大きく被害の大きいところには入らないようにはしている。

○熊高委員長

委員が言われるようにそれぞれの地域性があつたり状況があり、あるいはそれぞれの行動の考え方によっても違うと思うので、その辺をある程度皆さん意見を出していただき、それが共通的な項目として整理ができるかということなので、今のような意見も皆さんから聞く中で最終的にはまとめていきたい。

○山根委員

もう1点、支所との関係。先輩議員の方々は、わりと早めに行き情報を得たりしている。ホワイトボードに書いてあるので、別に話はしなくとも、状況を見せてもらいますと言いホワイトボードを見る。ある程度の状況をいただくこともある。

○熊高委員長

支所との関係が1番密接に大事だと思う。雰囲気によっては、

皆さんが支所に行つただけで緊張する人もいるかもしれない。どんなふうにするかというのは。自分が思う以上に職員は気を使うから。その辺も含めてそれぞれの感覚も含めて協議していけばいいと思う。

特に今出た消防団との関係。この辺が1番議会としては大事になってくると思うが、その辺のことも含めて少し皆の意見を聞いて整理をする。

今日のところはそういう形で、このまま全員協議会、皆さんに資料配付をしてもいいかどうか、という確認をしたい。

○金行委員

やはり地域である。そこへ居たらやはり何とかしなくてはいけない。家もだが地域で。住民は議員だということで、議員に言えば何でも言ってくれると思っている方もいるが、私は役場や職員に言っても今どうにもならないことは分かっているので、私が手伝うよと言うぐらいで。やはり我々も、職員にやれと思うが職員もやれないと思う。皆分かっていると思うが、新人議員はまだ議員なのでやらないといけんと思ったかもわからないが、我々はいろいろ分かっているし。こういうのがあるよというような、みんな周知して理解しながら。

○山本優委員

議会としては災害時は開催しないのが基本である。開催して職員が集めてと言っても来れるか来れんかも分からぬのだから。議会は災害時には開催しない。

議員は、自分が災害を受けてない場合は地元の情報収集に徹する。そういうところが基本だろうと思う。

現場へ行って情報収集すると指示するのとは違う。あれせえこれせえ言うのはだめ。様子を見る。どのような災害が起きているか、どういう状況かというのを議員はそれを収集して、事務局なり本部なりへ通知するのが一番の仕事だろうと思うので、そういうところを基本に、議員は認識しておいてもらうようにすればいいと思う。

○熊高委員長

そうだと思う。ただ、大下委員が言われるようにそういう認識ではない議員もいるので、周知をするということが大事である。

○児玉副委員長

皆さんの言わるとおりで、本来議員というのは立候補するときに議員としての心構えとして、普通は良いがいわゆる自然災害とか異常な事が起こったときには、どうしても支援はいたるところからもらっているかもしれないが、やっぱり地域の代表として動くべきだと思う。そうすると、さきほど山本委員が言われたように情報収集というのが先である。

さっき委員長が言われたが、支所に行って緊張しないような仲をふだんから作る努力をしておかないといけない。

それから、支所で見ていると市が受け持つ部分、県が受け持つ

部分、国が受け持つ部分がボードに書いてある。これは県会議員に言わなければならないとか、国会議員に言わなければとかあそこで判断していく。

そうやって、私らにも情報が入ってくるのだが、ボードに書いてあれば言う必要がない。結局1件災害が起こっても2、3人のところに電話かけてこられる。そういうような情報が入ってくるためボードで整理をして、できる限り行政職員に負担がかからないように。それから支所に行くと、消防団も待機している。そして全ての情報が支所に行っておくと全体が分かってくる。議員としたらこれは一般常識的な動きだろうと思う。あえてルールにしなくとも。

ただ、書くとしたらアンケートの結果が書いてあるが、これぐらいの大まかなところでまとめるぐらいだと思う。

○熊高委員長

災害や火事になれば、興奮して通常でいることができない人も出てくるので、やはり一定の制御するようなものを作るべきじゃないか。

山本委員が、情報収集が大事だということを言われたが、その情報収集したことをどこでどうするかというの、事務局へ、大変だけども、情報として上げて、災害対策本部へつなげていく、そういういたルールを作つとけば、事務局は大変だが、そういう流れも大事だと思うので、その辺も含めみんなが認識を確認できるようなものになればよいと思う。一定のまとめたものにしたいため、議員の皆さんに配慮し、アンケート的なもので意見を伺いたいがよろしいか。

(よい)

ただし時間を余り置くべきことではないので、2~3週間内にはまとめる方向としたい。

その方向で事務局と正副委員長で連携しながら取り組むことで異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

2. その他

①秩序ある行動の徹底について

○熊高委員長

他の項に入る。

秩序ある行動の徹底について、事務局に説明を求める。

○森岡事務局長

先般の、全員協議会の中で、山本数博議員の件で配った市長からの、議員の不適切な言動についてという文書について、全員協議会の時には、今度の議運に報告できるようにしたいということで、議長のほうも答弁をしていた。

そのことや、9月1日の議会運営委員会の中でも、新田議員の

災害時の対応についてということで市長から来た文書、これもまずは事実確認をしてくださいということで、議運のほうで話をいただいていた。

本日は、新田議員の件について報告するので協議いただきたい。新田議員の、災害時の対応についてということでの聞き取りの報告を行う。新田議員と執行部、総務部の職員になるが、両者から聞き取りをした内容である。

まずは執行部、総務部の職員であるが、聞き取りした、確認した内容であるが、災害対応時、アージョ 2 階エレベーター前の受付を通られ、新田議員と国会議員、斎藤先生と思われる方を含めた数人が避難所に来られた。そこで受け付けをしていた職員は、突然の来訪と、無断で中に入られて避難者に声かけや写真撮影されているようであった。そういうことがあったので、忙しい中避難者対応、忙しくされていたために、総務課に対応するようにお願いしに行つたとのことである。で、総務部の職員が対応を、その後はしたということであった。その対応については、新田議員へ、避難所内が混乱しているので、中での面会を控えてもらいたいと伝え、斎藤先生にもそのことを了承いただいたと、本人がその了承をいただいたと思ってその場を離れたという内容であった。

次は、新田議員の聞き取りである。聞き取りによると、8月13日、斎藤先生とは午後に北広島町で合流をされ、八千代町の川の氾濫箇所、それから吉田町の中馬の圃場の被災地、そういうところを見て回って、さらに丹比地域の床下、床上浸水、それから田畠の被災を確認した後に、15時頃であったと思うとのことだが、アージョの避難所へ来られたということであった。そして、2階の入り口で検温をして、職員に入らせていただきます、と言って入り、201、202 の避難所のテントを確認したり、大ホールの中を歩いて回って話を聞かれたということであった。その後、ロビーを回っていたときに、総務部の職員と、危機管理課の職員が来られ、回らないでくださいというふうに言われたと。ということでその場で斎藤さんも対応を、その職員との対応をされたと。そして、総務課のほうから再度、とにかく回らないでくださいと言われたので、帰れということだと思い帰りました。ということだった。

その場を 20 人ぐらいの市民が見ておられ、通報ではないが執行部の方へ、職員が国会議員を返したというようなことの書き込みか何かがあったというようなことは聞いた。

そして、新田議員としては、市長の文書に対しての謝罪もするつもりはないということであり、何かあれば党の方へ対応しても

らうようにお願いしているとのことであった。

聞き取りの中身について、やはり双方の食い違いというのは、あるが、いずれも事前の連絡、調整があれば対応出来ていたことだというふうな結果をいただいている。

総務部についても、事前に避難所を確認したいということがあればそういった対応が出来た。新田議員についても、事前にいつ行きますという伝達をしていれば、スムーズに動かせてもらえたんじゃないかというような反省も、双方の反省もあったということである。

そういういた聞き取りの状況であるが、再度、市長の災害時の対応についての文書を読むと後段に、議会として有事における体制の整備を急ぐとともに、各議員に秩序ある行動を徹底するよう強く要請しますという内容で締めくくってある。

先ほど話をしてもらった災害時における議会体制について、これも現在進めている。市長に言われてやることにはなるけれど、事前にもうやらなければいけない事として準備していたものが、タイミング的にこんな状況になってしまったというところで申し訳ないとは思うが、投げておくわけにはいかないので、議会としても対策はしているという状況である。

そういうことで市長の要請されていることについては、議会としてはちゃんとやっているというところで報告をさせていただきたいと思う。

それから、山本数博議員について、先日、文書を読んでいただいたが、全員協の中で、今日報告ができればというようなことで、伝えさせていただきたい、というようなことがあったが、今日、それから先日22日、委員会が長時間であったため、対応が出来ていない。また、執行部のほうについても、時間を取っていただくことが出来なかつたし、山本議員に対しても同様の状況である。

慎重に対応すべき案件と考えているので、少し時間をいただきたいと思う。

そして、市長からの、議員の不適切な言動についてという文書の中にも後段で各議員に秩序ある行動を徹底するよう議会に対し、改めて要請しますという一文が入っている。

ここが、求めるところだと思っているので、そういう対応で進めさせていただいているというところでの報告である。

意見はないか。

さっきの局長の説明、事前に連絡してくれたらええとか、そりやあ冗談でしょう。災害のときに事前に連絡したら余計にでも混乱するでしょう。今から行きますからちょっと対応してくれというような。そのような連絡できると思いませんか。

○熊高委員長
○山本優委員

そうやっていくんですか。議員は、さっき言ったように情報収集で邪魔をしてないじゃないか。新田議員の場合、避難者を邪魔したり、何かおかしな事しているわけじゃないから。それを向こうが言うのはちょっとおかしいと思う。

前もって連絡してくれたら対応出来ます、災害時にそういうことは出来ないと私は思う。

それと、市長が謝罪しろとか言われておりますけれども、（「言われてない。秩序を持ってやれと言われている。」との意見あり。）

その秩序をもってやれという事に対しても、私が言いたいのは、先ほども副市長が謝りに来たけども、行政ももう少しきちつとやりなさいと、逆に。私は思う。

ほかに意見はないか。

斎藤国會議員が来られたときでも、やはりありがたいと思わないといけんのが一つではないかと思う。対応を新田議員の口から言っているのではなく、避難されている人がそう思われたことを新田議員に言われているのであって、やっぱり正直なところじゃないか。もっと対応があつてしかるべきだというふうに思う。

それと議員の行動について、市長が介入する権利はない。そこらはよく分からぬといけないと思う。

ほかに意見はないか。

さっき説明を受けたときに、総務のほうの話を、局長がされたときに、エレベーターの前の受付を新田議員が斎藤先生を連れて避難所來られて。撮影、声掛けされていた。無断で。受付を通るときに、新田議員だったら受付になにか言うような方なのにと思って聞いていた。新田議員はいつもちゃんと挨拶をする方なので。

先ほど職員を通して入ったと局長が聞いたと話があったが。

無断でというのがちょっと聞こえたので。

職員の聞き取りで、無断でというふうに説明した。

職員の方が無断でと言われたと。それであれば職員1人1人でもまた違うから。ちゃんと受け付け通られたんだったらそれで、あと受付がどのように対応するかが、やっぱりちょっと、副市長とかそういうところに連絡をすれば良かったのかと思うが。

ほかに意見はないか。

現職の国會議員が来られる。これは当然ですよ。

来てやられた行動が常識でないのなら、大雨の時に川に向かって行ったとかいうことだったら。避難所來て大変でしたねという。かなり謙虚に受けて頑張りますというのが職員も筋だし。

それと市長としては、良いように取ってみれば、市長の所に一

○熊高委員長

○大下委員

○熊高委員長

○山根委員

○熊高委員長

○山根委員

○森岡事務局長

○山根委員

○熊高委員長

○金行委員

言連絡があれば、市長が行って御苦労ですと言いたかったのかも。分からぬが僕の臆測で思ったから市長をカバーするんじやないがそういうとこがあったのかもと思った。

○熊高委員長

事務局として意見はあるか。

○森岡事務局長

事前の連絡については、湯崎知事も赤羽国交大臣も、事前の連絡があつて対応しているということである。であるので同じようにしてもらいたかったというところの話を聞いた訳である。

○金行委員

市長か。

○森岡事務局長

市長ではない。執行部である。聞いていたら対応できますよということである。

○大下委員

今の赤羽さんや湯崎さんはいつこっちに来られた対応か。

○森岡事務局長

私もはつきり覚えてない。14日、15日ぐらいだと思う。

(「17日ぐらいでは。」と意見あり。)

○大下委員

斎藤さんは13日である。それで連絡しろというのは無理である。

○熊高委員長

この件をどう整理するか困っている。これを出したのは、先ほど災害時の対応も含めて、いろいろ関係する部分もある。

山本委員の話はまだちょっと違う部分があり、災害時の13日などという日時のこともあるが、緊急であれば緊急であるほど、そういった立場で迎えるということになったということもあるかもわからぬので、そこらを整理をしながら先ほどの災害時の対応ということと併せて、ここらも整理していくということで、当面事実確認をしてほしいということを議会運営委員会にあつたので、これは議会運営委員会で受け止めて、これをどうするかということは、議運の仕事ではないと思うので、事実確認をしたので議長がどのように取り扱われるかということも含めて、全員協議会へそういった事実確認をしたということで報告されるとということで、議会運営委員会としては容認するということぐらいの確認しかできないと思うがよろしいか。

(よい)

議長もよろしいか。皆さんもそれで良いとのことであれば、今日は、議運のほうに、事実確認をした報告ということで、今後の災害時の対応ということにあわせて整理をしていくということをしたいと思うがよろしいか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

②閉会中の継続調査事項について

○熊高委員長

閉会中の継続調査事項について協議を願う。

閉会中の継続調査事項については、別紙（案）のとおりとすることで異議はないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決し、会議規則第 109 条の規定により、議長に閉会中の継続調査を行う旨の申し出を行う。

そのほかに皆さんからないか。

(なし)

その他の項を終了する。

以上で、本日の議事はすべて終了した。

これをもって議会運営委員会を閉会する。

【閉会 16：14】

安芸高田市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会 議会運営委員長